
利益相反と関係性注意事案について

新潟大学法学部

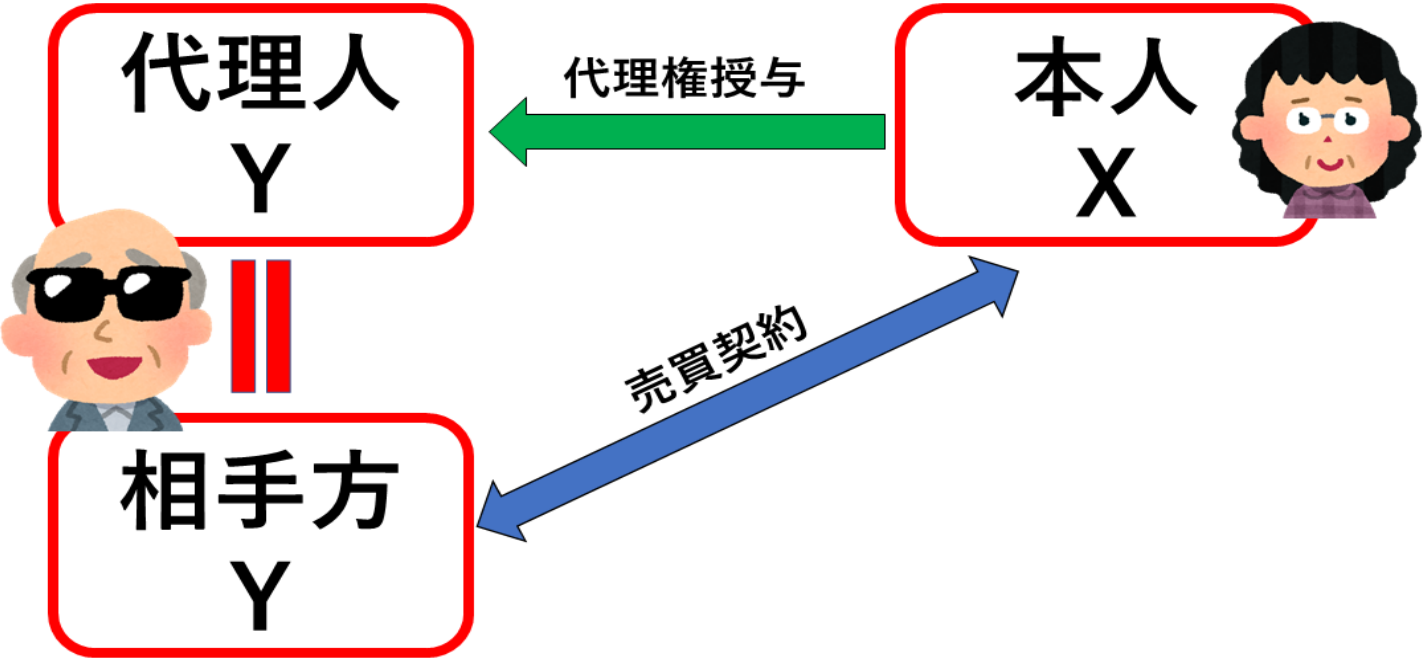
上山 泰

自己契約（民法108条1項本文）

①同一の法律行為について、当事者の一方が相手方の代理人となる行為

【図1】

※本人の利益と代理人の利益が衝突

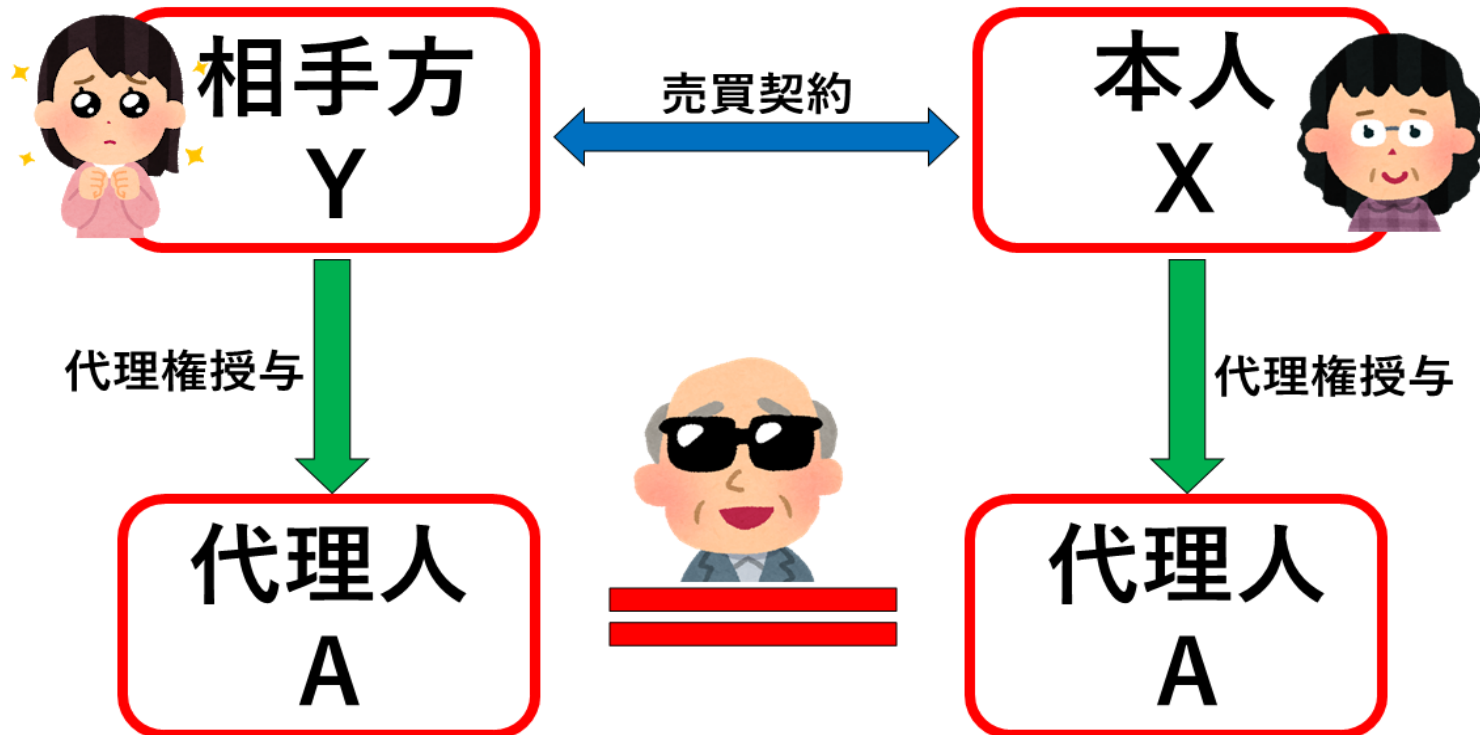


双方代理（民法108条1項本文）

②同一の法律行為について、同一人物が当事者双方の代理人となる行為


【図2】

※複数の本人間の利益が衝突



利益相反行為の禁止① — 民法の一般原則

☆利益相反的な代理行為の禁止(=無権代理)

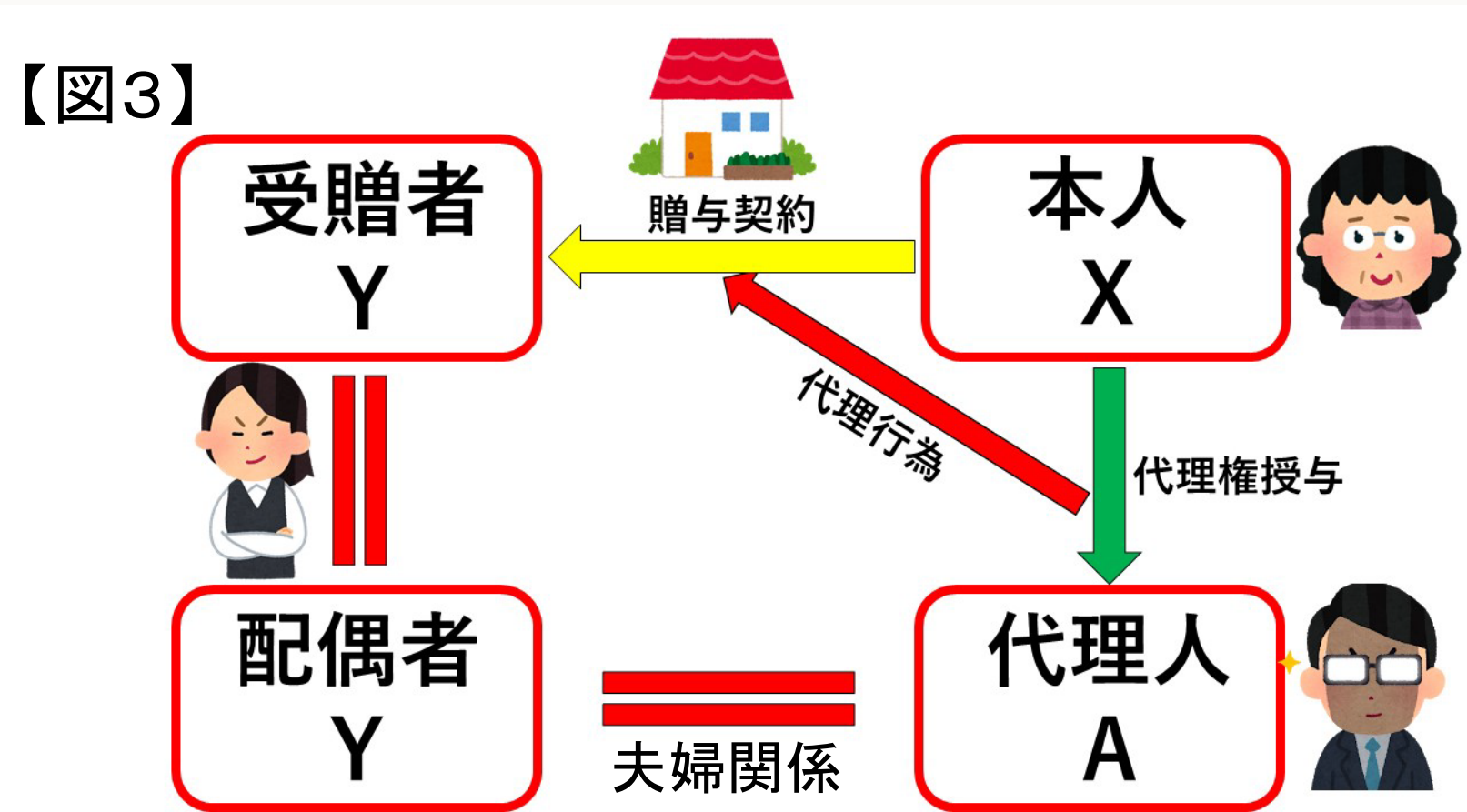
- ①自己契約【図1】
②双方代理【図2】
- 
- 利益相反の基本形態

* 代理人の動機・目的を排除して行為を**外形的・形式的**に評価

☞『李下に冠を正さず』

一般的利益相反行為（民法108条2項本文）

【例】自分の配偶者に本人の財産を贈与させる行為



利益相反行為の禁止② — 民法の一般原則

③ 一般的利益相反行為【図3】

* ①②以外で代理人と本人の利益が相反する場合

☞ 代理人側に利益があり、本人には不利益(又は無利益)となる行為

成年後見領域の特則①

①利益相反行為の禁止（860条・826条）

* 本人と利益が相反する行為の代理権を制約する

【ex】本人⇔成年後見人の直接取引

* 対象行為は無権代理となる

成年後見領域の特則②

②後見監督人 or 特別代理人による代理

(民法860条・851条4号・826条)

- * 自己契約・双方代理に該当する行為の実施の必要性
- * 本人の判断能力不十分性を前提とした特別な対応の必要性
 - 👉 別の任意代理人を選任することの困難性
 - 👉 本人の事前許諾・追認による瑕疵の除去の困難性

成年後見領域の特則③

③被後見人の遺言の制限(966条)

- * 後見人又はその配偶者・直系卑属の利益となる遺言
- * 遺言は原則として無効となる

利益相反行為の排除の目的

① 本人の利益の保護

* 代理人の忠実義務

- ☞ 本人の利益を最優先目標として行動すべき義務
- ☞ 代理人や第三者の利益を凶るおそれがある状況に身を置かない

② 特定の地位・資格等に対する社会的信頼の担保

- ☞ 職務執行の社会的信頼の担保
- ☞ 信任関係に基づいて職務を行う地位にある者の高度の倫理性

広義の利益相反性

☆弁護士法25条／弁護士職務基本規程27条・28条

*『職務を行ない得ない事件』

【具体例】

- ①受任している事件の相手方からの依頼による他の事件
 - ②相手方が配偶者、直系尊属、兄弟姉妹または同居の親族である事件
 - ③依頼者の利益と自己の経済的利益が相反する事件 etc
- ☞ 依頼者の利益を守るためチェック対象の事案を拡張している

消費者法学における「脆弱な消費者」

☆消費者の中でもさらに弱い消費者

*「状況的脆弱性」

◎訪問販売時における困惑状態

◎連帯保証人を兄弟から頼まれた場合の人間関係

◎お世話になっている施設に対する遠慮

☞「関係性の濫用」のリスクの高度化

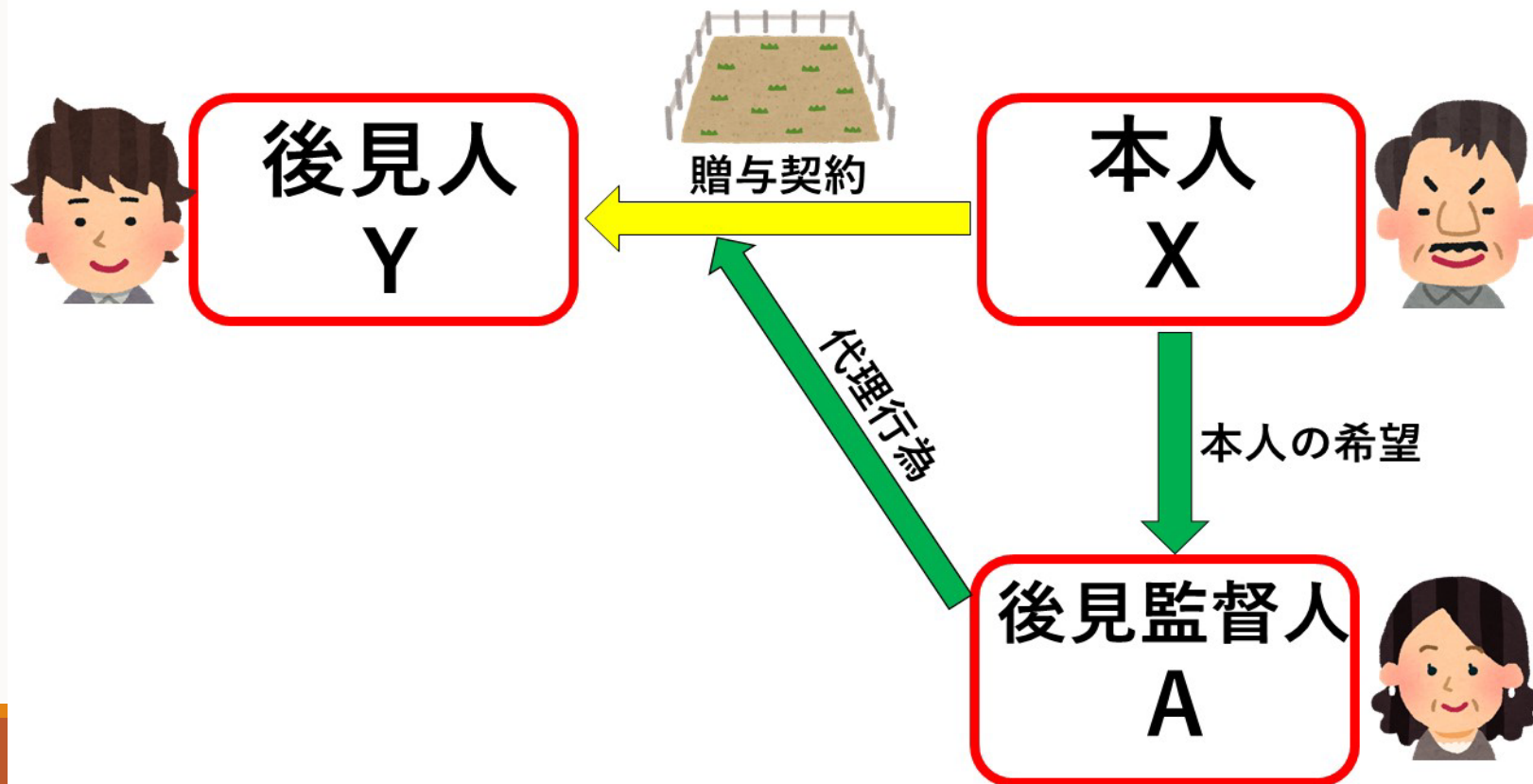
関係性注意事項

☆ (意識的か・無意識的かを問わず) 契約の相手方や受贈者等による本人との**関係性の濫用**にならないか注意を要する事案

- 👉 何らかの事情で自己主張が難しい場合(相手方との関係性)がある
- 👉 民法が禁止する利益相反関係よりも広く網をかけてチェックする必要がある
- 👉 本人の真意等を探求して「関係性の濫用」の有無をチェックする

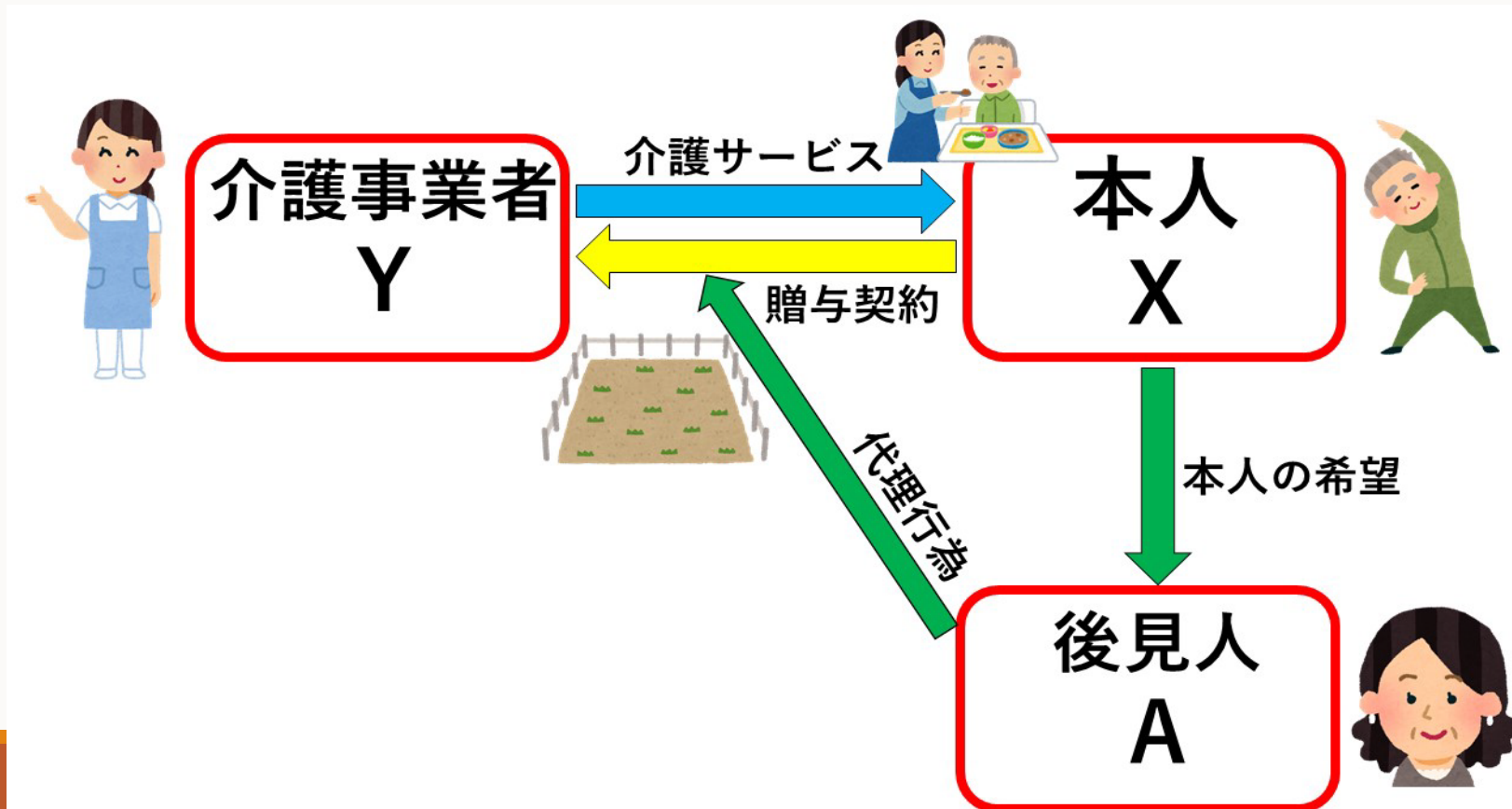
関係性注意事項①

①後見監督人が本人の財産を後見人に贈与する行為



関係性注意事項②

②後見人が本人の財産を介護サービス事業者に贈与する行為



関係性注意事項③

